

日高川町燃油価格高騰緊急対策事業実施基準

制定 平成26年 4月25日

燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（平成26年 4月25日施行。以下「要綱」という。）第3条の規定について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

（1）施設栽培農家がハウス施設の加温を目的に購入し、使用したA重油に限る。

（2）A重油の価格（農業物価統計調査のA重油の全国平均価格）が90円/リットル以上の月に限る。

2 補助金の額

（1）補助金の額の算定は、毎年11月から翌年3月末までに購入し、使用したA重油使用量（1リットル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）に5円を乗じた額とする。

附 則

この実施基準は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。